

## 入札説明書

秋田県は、教育施設の有効活用による県民サービスの向上と地域経済の活性化を図るため、「自動販売機の設置場所貸付に係る一般競争入札」を実施します。

入札に参加する方は、この説明書をよく読み、各事項を確認のうえ参加してください。

### 1 入札方法等

#### (1) 入札方法

入札書は封筒に入れ、封筒の表面に「物件番号」「設置公所名」並びに住所・氏名（企業名）を記載してください。

#### (2) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、年額とします。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てる）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

但し、土地の貸付の場合は、入札書に記載された金額をもって落札金額とします。

#### (3) 代理人による入札

代理人により入札する場合は、委任状を提出してください。委任状1枚の提出で全ての物件への入札が可能です。また、入退室後も有効です。

#### (4) 再入札

①落札者がいない場合は、入札参加者を対象として再度の入札を行います。

②再度の入札を行っても落札者がいない場合は、再度の入札の結果、最高の価格の入札者と随意契約の協議を行います。

#### (5) その他

①提出した入札書は、理由の如何を問わず、書き換え、引き換え又は撤回することはできません。

②入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認められるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めことがあります。

### 2 入札保証金

免除します。

### 3 無効な入札等

#### (1) 次のいずれかに該当する入札は無効とします。

①入札に参加する資格のない者がした入札

②同一の入札において同一人がした2つ以上の入札（代理の場合も含む。）

③委任状を提出しない代理人の入札

④不正行為による入札

- ⑤入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき
- ⑥記名押印を欠く入札及び金額を訂正した入札
- ⑦入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- ⑧申請書（添付書類を含む）に虚偽の記載を行った者の入札

#### (2) 失格

入札開始時に、入札会場に本人又は代理人が不在の場合は失格とします。失格となつた者は、当該物件の再入札に参加できません。

### 4 落札者の決定方法

- (1)県が定める予定価格以上で、最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。
- (2)落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引いていただき落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に關係のない県職員にくじを引かせます。

### 5 契約

- (1)別添県有財産賃貸借契約書（案）のとおりです。
- (2)契約保証金は免除します。
- (3)落札者は落札日より5日以内に、契約書（秋田県が作成）に記名押印のうえ各設置公所に提出してください。契約書は設置区画毎に作成し契約締結します。
- (4)落札者が契約締結をしない場合（上記(3)の期日までに契約書が提出されない場合を含む）には、当該落札は効力を失います。
- (5)契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

### 6 その他

- (1)本書に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令16号）、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）の定めによります。
- (2)本書を入手した者は、当該募集手続以外の目的で本書を使用してはなりません。
- (3)申請書に虚偽の記載をした場合は、現に受けている行政財産目的外使用許可の取消並びに県有財産貸付契約の解除を行うことがあります。